

鎌倉市告示第 169 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年（2024 年）11 月 20 日

鎌倉市長 松尾 崇



1. 都市計画の種類

鎌倉都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鎌倉市城廻字中村及び上町屋字長島地内

3. 縦覧場所

鎌倉市役所 まちづくり計画部都市計画課